

震災による雇用への影響と 今後の雇用確保・創出の考え方

清瀬一善

広瀬真人

安田純子

山口高弘



CONTENTS

- I 雇用「復興」検討の必要性
- II 被災地域の概況および雇用面の被害推計
- III 被災地域における雇用復興のための方策案
- IV 中長期的な雇用復興に向けた被災地域外での雇用促進の取り組み

要約

- 1 東日本大震災の被災地域における想定従業者数は77万3千人のうち、震災1年後に従前の職を維持できるのは71万4千人、転職を余儀なくされる人が1万6千人、地域外への転出を余儀なくされる人が4万4千人と推計される。よって、産業・雇用を単に従前に戻す「復元」ではなく、産業構造の変革に合わせて「復興」することが重要である。
- 2 復興の手順としては、①被災地域で就業を継続する人への支援——生活再建支援や基幹産業の域外転出を防ぐための物流インフラ・ライフライン等の早期復旧、経営資源の集約（合併・統合等）による産業の経営体質強化が不可欠である。
- 3 次に、②新たな産業創造による雇用創出——優遇税制、補助金、規制緩和、経済特区の設置などが必要である。産業創造に際しては、地域特性（地元の事業シーズおよび地元のニーズ）に合わせたターゲット職種の絞り込みと地元主導の推進が必須である。この取り組みは長期的な視点を持って行う必要がある。
- 4 さらに、被災地域で雇用を得られない人に対する、③被災地域外での雇用確保のための支援——就職先の確保、生活基盤構築の支援、転職に必要なスキル獲得の支援を通じて、日本全体で受け止めていくことも必要である。
- 5 被災地域外での雇用促進には、全国域でのきめ細やかな求人情報の提供や就職アドバイザーによる就労促進に加え、就職期間を限定した地域外での就労支援スキームの構築など、官民を挙げた中長期的な取り組みが望まれる。

I 雇用「復興」検討の必要性

1 なぜ雇用「復興」が必要なのか

2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災者の安定的な生活の再建に当たっては、働ける環境・場所を確保することが不可欠である。救命期の水や食料の確保・支援、救済期のその他の生活物資の確保・支援に次いで、復旧期の住まいや当座の生活資金の確保・支援と同じくらいのタイミングから、雇用の確保に向けた支援の検討を開始する必要がある（図1）。

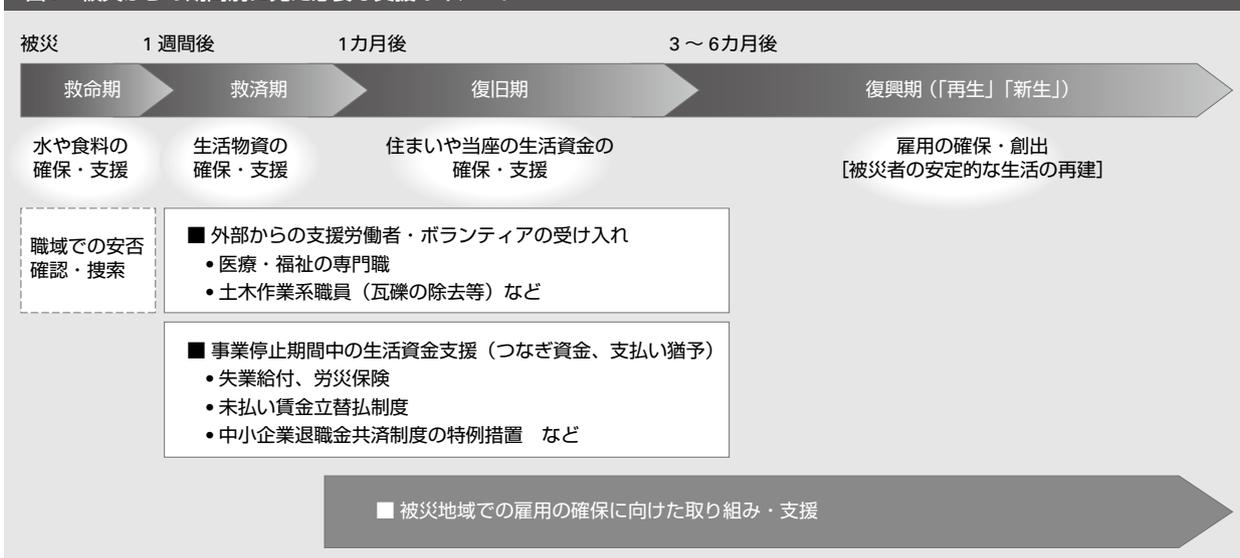
東日本大震災の被害はきわめて甚大で、多くの被災地で尊い人命が奪われるとともに、大津波により生活基盤、社会基盤、産業基盤が根こそぎ流失してしまった。内閣府の推計（2011年6月24日）によれば、東日本大震災の被害額は約16兆9000億円、うち住宅・宅地や事業所・工場の建築物等約10兆4000億円、農林水産関係で約1兆9000億円に上っている。このような産業基盤の甚大な毀損に対して復旧がままならないと、雇用の復興はかなり困難になる。

すでに、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）での失業給付の申請者数は11万人（2011年5月26日現在）に上り、通常時の2倍の規模となっており、早急な産業復興、およびそれに合わせた雇用施策は喫緊の課題となっている。しかし、単純に被災前の姿を「復元」すればよいのか、被災前の雇用を、果たしてすべて同じ地域で「復元」できるのか、どのような方向性を目指した支援とするのか。これらについて、早い段階で方向性を示す必要がある。

2 雇用「復興」に向けた考え方

東日本大震災は、その被害の大きさから、通常であれば、長期間を経て緩やかに起こるはずの産業構造の変化が、一瞬にして生じたものと捉えることができる。そのため、単なる雇用の「復元」は困難と考えられる。しかし、見方を変えて、単に従前の産業・雇用を「復元」するのではなく、震災復興に向けた政府の支援をうまく活用することによって、通常ならば長期にわたる努力を重ねて行う地域産業構造の転換を短期間で成し遂げる機会

図1 被災からの期間別に見た必要な支援のイメージ



と捉え、より強固な雇用基盤の構築を目標とすべきである。

本稿では上述の問題意識のもと、第Ⅱ章「被災地域の概況および雇用面の被害推計」において、野村総合研究所が4月8日時点でニュースリリースした、被災した岩手県、宮城県、福島県の沿岸部の市区町村^{※1}（以下、被災地域）の従業者数について、阪神・淡路大震災前後の従業者数の変化を基に簡易推計した結果を紹介する。これは、被災前の各地域の就業構造や産業の特徴を踏まえつつ、震災によってどの産業の雇用、どの程度の影響が生じるのか、被災地域で吸収しきれず地域外への転出を余議なくされる人々はどの程度発生するのかについて、考察したものである。

なお、簡易推計に際しては、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）の被害の影響は考慮していない。その理由は、①推計時点で原発事故の収束見通しを立てることは困難であった、②風評被害や電力制約による影響など、全国域でさまざまな影響が出るのが予測されるものの、その影響の範囲の設定が困難であった——ためである。その他、消費マインドの冷え込み（買い控え）やサプライチェーン（供給網）寸断などの他の影響を検討する必要もあるが、これらの要素を考慮した推計も困難であるため、本推計の際には考慮していない。

第Ⅲ章「被災地域における雇用復興のための方策案」では、被災地域の産業特性を踏まえた多様な取り組みが重要と考え、「雇用」機会を以下の①～③に類型化し、それぞれの復興支援策を検討する際の考え方として整理した。

①被災地域で継続される雇用

- 維持される雇用
- 自律的復興
- 選択的復興
- 抜本的効率化による復興

②新産業の創出

③地域外へ転出せざるをえない人への支援

Ⅱ 被災地域の概況および雇用面の被害推計

1 被災地域における被災前の産業構造・就業構造

はじめに、被災地域の被災直前の産業構造および就業構造について整理する。

総務省「平成18年事業所・企業統計調査」によると、2006年の被災地域における従業者数は、約77万5千人^{※2}となっている（表1）。ただし、被災直前時点（2011年3月）は、当該統計調査の調査時点から約5年が経過している。当該地域では、毎年約1万人、5年で6.2%従業者数が減少する地域であるため、実際にはこれより少なくなっていると考えられる。

産業別に見る（表1）と、卸売・小売業の従業者数が最も多く17万9千人、次いで製造業が12万8千人、建設業が7万5千人、医療・福祉が6万9千人となっており、これら上位4業種で地域の従業者の6割弱程度を占めている。さらに、製造業をより詳細な業種区分で見ると（表2）と、食料品製造業が最も多く、当該地域の製造業の27.0%と突出して高い比率を占めている。そして、電子部品・デバイス製造業7.8%、一般機械器具製造業7.3%、電気機械器具製造業5.2%、輸送用機

表1 被災地域の産業別従業者数・構成比（2006年）

	被災地域（沿岸部）						（参考） 全国の従業者 構成比（%）
	被災地域全体の 従業者数（人）	被災地域全体の従 業者構成比（%）	特化係数				
			被災地域全体	（岩手県）	（宮城県）	（福島県）	
合計	774,793	100.0	—	—	—	—	100.0
農業	2,857	0.4	1.2	2.0	0.7	1.6	0.3
林業	561	0.1	1.6	6.1	0.5	1.7	0.0
漁業	3,301	0.4	6.7	18.4	5.9	2.4	0.1
鉱業	701	0.1	1.6	4.6	0.7	1.8	0.1
建設業	74,917	9.7	1.4	1.5	1.2	1.5	7.1
製造業	127,837	16.5	1.0	1.2	0.8	1.2	16.9
電気・ガス・熱供給・水道業	6,902	0.9	1.8	1.1	1.3	3.4	0.5
情報通信業	8,658	1.1	0.4	0.1	0.6	0.3	2.7
運輸業	51,791	6.7	1.3	0.8	1.8	0.8	5.0
卸売・小売業	178,687	23.1	1.1	1.0	1.2	0.9	21.1
金融・保険業	13,215	1.7	0.7	0.7	0.7	0.8	2.4
不動産業	9,850	1.3	0.7	0.7	1.0	0.4	1.7
飲食店・宿泊業	51,478	6.6	0.8	0.7	0.8	0.9	8.3
医療・福祉	68,854	8.9	0.9	1.1	0.9	1.0	9.5
教育・学習支援業	35,465	4.6	0.9	1.0	0.9	0.9	5.0
複合サービス事業	12,455	1.6	1.3	2.6	1.1	1.2	1.2
サービス業（他に分類されな いもの）	99,920	12.9	0.9	0.7	0.9	0.9	14.8
公務	27,344	3.5	1.1	1.4	1.2	0.7	3.2

注）特化係数は、被災地域の従業者構成比を全国の従業者構成比で除して算出。白色は特化係数（少数点以下第2位を四捨五入）が1.5以上、濃いアミ掛けは1.0以下の産業

出所）総務省「平成18年事業所・企業統計調査」より作成

表2 被災地域の製造業従業者数・構成比（2006年）

	被災地域（沿岸部）						（参考） 全国の従業者 構成比（%）
	従業者数 （人）	従業者構成比 （%）	特化係数				
			被災地域全体	（岩手県）	（宮城県）	（福島県）	
合計	127,837	100.0	—	—	—	—	100.0
食品製造業	34,539	27.0	2.1	3.1	2.9	0.7	12.6
飲料・たばこ・飼料製造業	1,940	1.5	1.1	1.1	1.7	0.3	1.4
繊維工業	416	0.3	0.2	0.1	0.1	0.3	1.9
衣服・その他の繊維製品製造業	6,244	4.9	1.4	2.2	0.7	2.0	3.4
木材・木製品製造業（家具を除く）	4,592	3.6	2.3	4.4	1.6	2.1	1.6
家具・装備品製造業	2,652	2.1	1.1	0.8	0.7	1.9	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	5,009	3.9	1.5	0.1	2.2	1.4	2.5
印刷・関連業	5,184	4.1	0.9	0.3	1.4	0.4	4.7
化学工業	5,129	4.0	0.8	0.2	0.2	1.9	4.9
石油製品・石炭製品製造業	548	0.4	1.3	0.3	2.4	0.4	0.3
プラスチック製品製造業	3,134	2.5	0.5	0.5	0.5	0.6	4.5
ゴム製品製造業	2,843	2.2	1.4	0.4	2.1	1.0	1.6
なめし革・同製品・毛皮製造業	180	0.1	0.3	0.1	0.1	0.7	0.5
窯業・土石製品製造業	3,929	3.1	0.9	1.1	0.6	1.3	3.4
鉄鋼業	2,362	1.8	0.7	1.2	0.8	0.5	2.5
非鉄金属製造業	1,530	1.2	0.7	0.0	0.8	0.9	1.6
金属製品製造業	5,962	4.7	0.6	0.3	0.6	0.7	8.0
一般機械器具製造業	9,281	7.3	0.6	0.8	0.4	0.9	11.5
電気機械器具製造業	6,643	5.2	0.8	0.2	1.0	0.8	6.6
情報通信機械器具製造業	4,883	3.8	1.4	0.6	0.7	2.7	2.8
電子部品・デバイス製造業	9,909	7.8	1.2	1.6	0.7	1.8	6.2
輸送用機械器具製造業	5,933	4.6	0.4	0.2	0.3	0.7	10.8
精密機械器具製造業	2,468	1.9	0.8	0.4	0.9	0.8	2.4
その他の製造業	2,527	2.0	0.8	0.9	0.8	0.7	2.5

注）特化係数は、被災地域の従業者構成比を全国の従業者構成比で除して算出。濃いアミ掛けは特化係数が2.0以上の産業

出所）総務省「平成18年事業所・企業統計調査」より作成

表3 被災地域の産業別・規模別常用雇用者数・構成比（2006年）

	常用雇用者数（人）			構成比（%）		
	9人以下	10～29人	30人以上	9人以下	10～29人	30人以上
合計	246,081	197,002	331,710	31.8	25.4	42.8
農業	1,005	982	870	35.2	34.4	30.5
林業	364	197	0	64.9	35.1	0.0
漁業	630	1,271	1,400	19.1	38.5	42.4
鉱業	224	415	62	32.0	59.2	8.8
建設業	33,321	24,352	17,244	44.5	32.5	23.0
製造業	17,861	26,411	83,565	14.0	20.7	65.4
電気・ガス・熱供給・水道業	350	996	5,556	5.1	14.4	80.5
情報通信業	1,311	1,605	5,742	15.1	18.5	66.3
運輸業	5,359	13,799	32,633	10.3	26.6	63.0
卸売・小売業	77,354	51,657	49,676	43.3	28.9	27.8
金融・保険業	3,143	5,852	4,220	23.8	44.3	31.9
不動産業	8,649	672	529	87.8	6.8	5.4
飲食店・宿泊業	28,392	13,259	9,827	55.2	25.8	19.1
医療・福祉	15,300	14,845	38,709	22.2	21.6	56.2
教育・学習支援業	6,779	13,215	15,471	19.1	37.3	43.6
複合サービス事業	3,206	3,198	6,051	25.7	25.7	48.6
サービス業（他に分類されないもの）	41,196	21,345	37,379	41.2	21.4	37.4
公務	1,637	2,931	22,776	6.0	10.7	83.3

注）濃いアミ掛けは、29人以下の事業者が70%以上を占める産業出所）総務省「平成18年事業所・企業統計調査」より作成

械器具製造業4.6%などの機械系業種がこれに次いで高い比率を占めている。この地域は、グローバルなサプライチェーンの一環として重要な位置づけを得ているといえる。

被災地域と全国との構成比を比較すると、漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、林業、鉱業で特化係数が1.5を上回っている（前ページの表1）。他方、情報通信業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業、製造業では、特化係数が1.0を下回っている。都道府県別では、岩手県は農林漁業、鉱業、宮城県は漁業、福島県は農林漁業、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業の特化係数が高い。

産業別・規模別常用雇用者数・構成比（表3）では、林業、鉱業、建設業、卸売・小売業、不動産業、飲食店・宿泊業を中心に、常用雇用者数が30人に満たない小規模事

業者が多いことがわかる。また、農林漁業者では個人経営の事業者が多く、その多くは後継者がいない^{注3}ことも考慮する必要がある。

一方、被災地域の従業者の年齢構成を見ると、全国の構成比と比べて、総体としては大きな偏りはない。しかし、漁業など特定の業種においては、65歳以上が従業者の33.7%、55歳以上が同62.8%を占める業種も見られる^{注4}。

2 本震災前後における雇用面での被害推計

本震災前後の雇用面での変化について、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災で生じた影響^{注5}を参考として簡易推計を行った。

被災地域の産業構造を踏まえて推計（表4）した結果、震災1年後に従前の職を維持できる従業者数は71万4千人にとどまり、被災地域で転職を余儀なくされる従業者数が

1万6千人、職を失い地域外への転出を余儀なくされる従業者数は4万4千人に上ると見込まれる。震災6年後には、従前の職を維持できる従業者数は67万8千人となり、被災地域で転職を余儀なくされる従業者数は1万4千人、職を失い地域外への転出を余儀なくされる従業者数は8万2千人にまでふくらむと見込まれる（次ページの表5）。これは、被災前の宮城県石巻市の全従業者数（2006年時点で7万1千人）を超える規模に相当する。

さらに、震災で一時休業・操業停止した事

業所の復旧が大幅に遅れることや、あるいは震災1年後に雇用が増加する建設業や電気・ガス・熱供給・水道業ですべての雇用需要が被災地域の従業者で占めるのではなく、地域外からも従業者が流入することや原発事故の影響を加味していないことに鑑みると、職を失い地域外への転出を余儀なくされる従業者数はこの推計値より多くなることも想定される。

3 被災者に対する雇用対策の現状

前述のような雇用面の被害が想定されるな

表4 被災時点、震災1年後および6年後の従業者数の推計

	想定従業者数 (2006年度)	想定従業者数 (被災時点) 【推計】	震災の影響による従業者数 増減率(%) (震災1年後)	従業者数 (震災1年後) 【推計】	震災の影響による従業者数 増減率(%) (震災6年後)	従業者数 (震災6年後) 【推計】	震災1年後の 従業者数変化 (対被災時点) 【推計】	震災6年後の 従業者数変化 (対被災時点) 【推計】
	A	B=A×直近 5年増減率	C	D=B×(1+C) 農業～漁業を 除く	E	F=D×(1+E) 農業～漁業を 除く	G=D-B	H=F-B
合計	827,057	773,300	—	729,200	—	691,800	▲44,100	▲81,500
農業	37,419	34,600	—	24,900	—	29,700	▲9,700	▲4,900
林業	1,426	1,000	—	1,000	—	1,000	0	0
漁業	20,138	16,800	—	0	—	8,400	▲16,800	▲8,400
鉱業	701	700	-39.56	400	-26.53	300	▲300	▲400
建設業	74,917	70,300	18.65	83,400	-30.00	58,400	13,100	▲11,900
製造業	127,837	120,000	-12.09	105,500	-21.91	82,300	▲14,500	▲37,700
電気・ガス・熱供給・ 水道業	6,902	6,500	40.95	9,100	-30.74	6,300	2,600	▲200
情報通信業	8,658	8,100	-7.35	7,500	-13.11	6,500	▲600	▲1,600
運輸業	51,791	48,600	-7.35	45,000	-13.11	39,100	▲3,600	▲9,500
卸売・小売業	178,687	167,700	-6.05	157,500	-3.18	152,500	▲10,200	▲15,200
金融・保険業	13,215	12,400	-14.91	10,600	-27.68	7,600	▲1,800	▲4,800
不動産業	9,850	9,200	-11.89	8,100	7.77	8,800	▲1,100	▲400
飲食店・宿泊業	51,478	48,300	-0.42	48,100	5.85	50,900	▲200	2,600
医療・福祉	68,854	64,600	-0.42	64,300	5.85	68,100	▲300	3,500
教育・学習支援業	35,465	33,300	-0.42	33,100	5.85	35,100	▲200	1,800
複合サービス事業	12,455	11,700	-0.42	11,600	5.85	12,300	▲100	600
サービス業（他に分 類されないもの）	99,920	93,800	-0.42	93,400	5.85	98,800	▲400	5,000
公務	27,344	25,700	0.00	25,700	0.00	25,700	0	0

注1) 農林漁業の想定従業者数：「事業所・企業統計調査」では農林漁業の個人経営の事業所が調査対象とならない。しかし、農林漁業者の場合は居住地と従業地が一致することが多いことから、「平成17年度国勢調査」の就業者数を用い、「想定従業者数」（農林漁業は平成17年度〈2005年度〉時点、その他は平成18年度時点〈2006年度〉）とし、これをもとに推計のベースとなる被災直前の農林漁業の従業者数を推計した
 2) 農業：津波により流出や冠水の被害を受けた農地の面積の割合だけ雇用が失われるとした。また、6年後には失われた雇用の半分が戻ると仮定した
 3) 林業：本震災の影響が沿岸部に偏っていることに鑑みると、影響はほとんどないと考えられるため、1年後、6年後とも失われる雇用はないとした
 4) 漁業：沿岸部が壊滅的な被害を受けていることから、域内の雇用は一時すべて失われると仮定した。また、6年後には失われた雇用の半分が戻ると仮定した
 5) 公務：1年後も6年後も変化はないと仮定した
 6) 上記以外（稿末注6参照）：阪神・淡路大震災と同程度の影響が出ると考えて雇用の減少分を推計した
 出所）各種資料より作成

表5 現在の職にとどまる人数と転職または失業となる人数の推計

		震災1年後	震災6年後
被災地点の想定従業者数	B	773,300	773,300
地震がなかった場合の被災地域の従業者数	B'	763,500	716,400
被災地域で就業を継続できる人	I	713,500	678,300
被災地域で復興可能だが、構造の抜本的な見直しが必要な人	J	15,700	13,500
被災地域で職を得るのが困難な人 (失業者、地域外への転出を余儀なくされる人など)	(K+L)	44,100	81,500
	趨勢による減少分 K=B-B'	9,800	56,900
	被災による減少分 L=B'-I-J	34,300	24,600

注) 1 「被災地域で就業を継続できる人」は、被災時点と震災1年後・6年後をそれぞれ比べて人数の少ない数字を合計して算出。(震災6年後は表4の太枠で囲んだ部分の合計値に相当)
出所) 各種資料より作成

か、2011年3月28日、小宮山洋子厚生労働副大臣を座長とする「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」が設置され、震災後の雇用対策は、6府省連携のもと、この会議で検討されている。その検討結果は「『日本はひとつ』しごとプロジェクトフェーズ2」に取りまとめられている。このなかでの具体的な方策は、以下の3つに類型化できる。同プロジェクトによれば、被災3県（内陸部を含む）において、下記の施策によって20万人程度の雇用創出、150万人超の雇用下支え効果があると試算されている（補正予算・法律改正による総合対策で総額4兆2966億円）。

- ① 復旧事業等による確実な雇用創出（復旧事業の推進、雇用創出基金事業の拡充）
- ② 被災した方々の新たな就職に向けた支援（被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充、職業訓練の拡充〈建設関連分野等〉、広域に就職活動を行う方への支援等〈被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額〉）
- ③ 被災した方々の雇用の維持・生活の安定（雇用調整助成金の拡充、中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経

営再建支援、雇用保険の延長給付の拡充など）

現時点での雇用創出施策やそのための職業訓練の拡充策は、震災復旧事業など建設業を中心とする当面の（短期的な）被災地域を復旧させるために必要な雇用措置が中心となっているが、6月25日の第12回東日本大震災復興構想会議での提言「復興への提言——悲惨のなかの希望」を受けて、今後は、中長期的な雇用復興に向けた検討を進めることが必要となる。

Ⅲ 被災地域における雇用復興のための方策案

1 雇用確保・創出の3つの取り組みステップ

雇用の復興を考えるに当たっては、まず、①被災地域で就業を継続する人への支援が必須である。次に、②被災地域の雇用の受け皿を広げるため、新たな産業創造によって雇用を創出するための取り組みが必要となる。

本震災の被害は、過去の震災とは比べられないほど広域にわたっていることから、地域

の産業が復興し、新産業が創出されてもカバーしきれない失業が生じ、被災地域外へ転出せざるをえない人が大量に生じるおそれがある。そのためこれらの人を、③被災地域外での雇用確保のための支援を通じて、日本全体で受け止めていくことも必要となる。

以下では、この①～③に沿って、より具体的な雇用の確保・創出の方策を取りまとめる。

2 被災地域で就業を継続する人への支援

阪神・淡路大震災と同様の復興が果たされたと仮定した場合に、震災6年後に被災地域で維持される雇用は約67万8千人（表4の太枠部分の数値の合計、阪神・淡路大震災と同水準の復興努力が折り込まれた数字）であり、被災時点の雇用の9割弱は従前の雇用の復興によって賄われることになる。そのため、雇用確保の観点から、雇用政策と表裏の関係にある産業振興政策とともに、早急に力を入れる必要がある。

具体的な復興施策を考えるに当たっては、地域ごとの特性を踏まえた検討と、産業ごとの特性を踏まえた検討の2つのアプローチを取る。

地域別に考える際は、被災前の地域ごとの特化産業・中核産業、企業特性（企業規模、従業員特性、東京資本か現地資本か）などと、被災の状況を踏まえる。岩手県から宮城県北部にかけては、漁業およびそれに関連する水産加工業、卸売・小売業、複合サービス業（漁業協同組合などの各種事業協会）の集積が高い。これに対し宮城県は、都市型の卸売・小売業、サービス業集積のほか、仙台港を中心とする運輸業、金属・機械系業種、食

品、紙・パルプ、印刷等の製造業の集積に特徴がある。福島県は、東京電力福島第一・第二原子力発電所、広野・相馬・原町火力発電所に支えられた電気・ガス・熱供給・水道業のほか、農業、金属・機械系業種の製造業に特徴がある。

こうした産業・業種面の特徴に加え、各地域の通勤流動の特徴に基づく「雇用圏」を意識することも重要である。被災3県の沿岸域の通勤流動は、仙台市および近郊町村を除くと域内に閉じている。この事実は、被災地域の大半が、内陸部都市からの独立性が高かったことを示していることから、この点に留意した雇用復興の取り組みが求められる。

産業ごとに検討を行う際は、産業分類（業種）単位の観点と、その産業がどこから材料などを調達し、その産業を支える需要がどこにあるのかというバリューチェーンのつながりの観点の双方が必要となる。復興への道筋を踏まえると、以下の4つに類型化することができる。

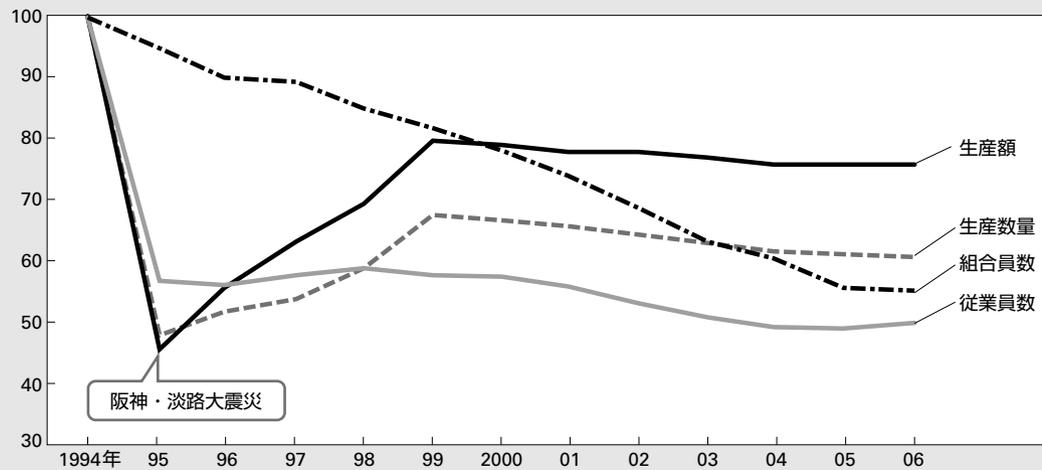
①維持される雇用

地方公務員、インフラ関連産業（建設業、電気・ガス・熱供給・水道業等）、医療・福祉、教育・学習支援、近隣住民向け商業・飲食店・サービス業など、被災地域の住民の生活を支える産業は、被災地域の人口や所得（購買力）の回復と連動して回復する産業群である。被災地域で維持される雇用（67万8千人）の約半数はこれらの産業で確保されると想定される。

②自律的復興

被災地域でしか生産されていない特殊な部品・製品を持つ企業および技術的優位性や競争力を持つ企業は、グローバルなサプライチ

図2 神戸市のケミカルシューズ産業の生産額・数量、組合員数および従業員数の推移



注) 1994年を100とした指数

出所) 日本ケミカルシューズ工業組合Webサイト (<http://www.csia.or.jp/toukei/data/gaikyou.pdf>) より作成

エーンのなかでその部品・製品を調達してきた大手メーカーなど、需要者からの支援を受けつつ自律的に復興できると考えられる。しかし、これらの企業は立地選択に関して自己裁量の余地が大きいという特徴を持つことから、復興にかかる費用や時間との関係によっては、従前の東北地域と同様の立地優位性を持つ国内他地域、あるいは海外へ移転するリスクを有している。

③ 選択的復興

食品加工業以外の製造業や卸売・小売業は、(i) 復興・再建および雇用確保・創出への意欲、(ii) 望ましい産業像・方向性への合致、(iii) 中長期的な継続性・発展性——といった条件で、「再生」対象を被災地域での事業の維持・拡大が期待できる体力のある企業に絞り、従来の中小企業政策を選択的に実施することで、産業全体の雇用減少を最小限に食い止めるべきである。それにより、事業の継続性と雇用創出力を中長期的に高めることができる。

④ 抜本的効率化による復興

農業・漁業は、震災により甚大な被害を受けたことに加え、高齢化した個人事業主や小規模事業者が多かったことから、単独での事業継続は困難である。よって、集約化・大規模化（第一次産業の組織化）を図ることにより、強い農業・漁業に「再生」する必要がある。

被災地の農業・漁業は、食品加工業や卸売業などの産業と結びついており、地域雇用の最上流に位置づけられる重要産業である。農業・漁業を復興することが、川下に位置する食品加工業や卸売業、複合サービス業の雇用復興にもつながる。

このように、被災地域で操業を継続できる産業（従業者）も、単に被災前の状況に「復元」するのではなく、復興を機に、中長期的に維持・発展する産業（雇用）への「体質改善」を図ることが求められている。そのためには、③、④で述べたとおり、中長期的な事

業継続性の観点から投資先を選別的に集約し、規模の集積を図る必要がある。

事業の集約化が図られた事例としては、阪神・淡路大震災後の神戸市のケミカルシューズ産業が挙げられる。同産業は、図2のとおり、1995年の震災直後に生産額や従業員数が半減しているが、組合員数（組合加盟企業数）はすぐには減少しなかった。その後、転廃業や統合などにより組合員数は徐々に減少しているものの、経営体質の強い企業が、市場から退出した企業の顧客や従業員を吸収して事業規模を拡大し、業界全体の生産額や従業員数はやや回復して一定水準を維持することに成功したといえる。製造業の復興に当たっては、このような前例を参考に、思い切った投資先の選別的集中をしなくてはならない。

漁業に関しても同様である。宮城県から岩手県の沿岸部（直線距離約320km）には250を超える漁港がひしめいており、1.3kmおきに漁港があるような状況である。被災地域の漁業従事者は個人事業主が中心であり、55歳以上が62.8%を占めていることも考え合わせると、復興対象漁港を絞り込み、バックヤードや補修施設、生産能力の高い水産加工工場、衛生管理水準の高い貯蔵倉庫、卸売市場などを集約的に整備するとともに、漁業従事者による法人設立を支援して、中期的な投資回収ができる法人に投資し、地域の漁業従事者を雇用する形態の導入も検討する必要がある。

3 被災地域における新たな産業創造による雇用の創出

⑤新産業の創出

本震災によって被災地域は産業立地上大き

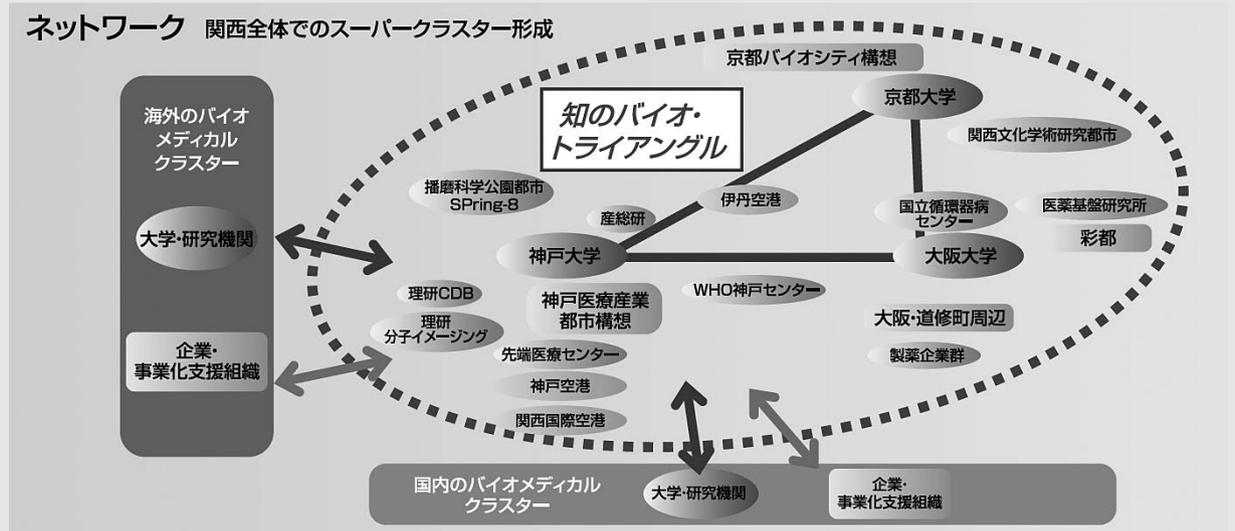
な不利な条件を背負うことになった。各種社会インフラを復旧させるだけでは新たな企業集積を期待するのは難しいことから、対象地域を絞ったうえで、相当な経済的メリットを与える優遇制度を導入していかないと、新たな雇用創出が困難になると考えられる。

このために、復旧・復興需要による建設業、電気・ガス・熱供給・水道業などのインフラ産業での雇用創出に加えて、経済特区等による「1国2制度（法人税等の税制優遇、立地や雇用に対する各種補助金、特定産業等での規制緩和）」の導入を検討する必要があるだろう。

たとえば、阪神・淡路大震災後の1998年にスタートした「神戸医療産業都市構想」（次ページの図3）では、産官学連携のもと、ポートアイランド地区に200を超える再生医療や医療機器関連の研究・開発施設、大学などの誘致（2011年3月現在）を実現し、日本における一大医療産業拠点として機能するに至っている。

本構想は、阪神・淡路大震災に伴って主要企業の移転や機能縮小が進み、神戸市内の総生産額が震災前の8割までしか回復しないという経済見通しに対する地域の強い危機意識のもと、神戸市役所、地元産業界、大学が一堂に会した神戸医療産業都市構想懇談会で新産業構想の検討を開始したことに端を発する。この懇談会において、神戸市に拠点を置く企業や大学等の研究機関の有する強み（事業シーズ）と、地元産業界や大学等の研究開発ニーズなどが活発に議論された。その結果、「次世代医療システムの構築」に向けて、先端医療センター、メディカルビジネスサポートセンター、トレーニングセンターを

図3 神戸医療産業都市構想（全体概要）



注) 産総研：産業技術総合研究所、理研：理化学研究所、理研CDB：理化学研究所CDB（発生・再生科学総合研究センター）
出所）神戸市Webサイト（http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/iryo/img/p1_shokai.pdf）より

中核機能とする医療産業都市の全体構想が形づくられた。

その後、1999年に市役所内に設立された医療産業都市構想推進本部（市役所内の医療行政・土地管理・企業誘致担当部局などを束ねるとともに、中央省庁とのパイプ役となる組織）が構想推進の旗振り役として機能するとともに、中核的な運営団体として2000年に先端医療振興財団が設立されたことで産官学の有機的な連携が実現し、医療産業都市形成が進展した。

今回の東日本大震災は、国内外の競争環境や経済情勢がさらに厳しいなかでの災害であるため、さらに踏み込んだ新産業育成策が求められる。たとえば、

- 法人税等を含む国際的に競争力のある税制優遇制度および規制緩和（例：農林漁業関連、医療福祉関連、エネルギー関連への参入規制の緩和等）などからなる震

災対応の経済特区制度

- 企業立地のメリット付与（不動産取得、雇用、その他エネルギー調達面での補助金・優遇制度）
- ターゲットを絞ったベンチャー企業育成策（クリーンエネルギーの開発・生産などへの投資）

——など、時限措置を含む集中的な施策を講じるとともに、雇用創出のための職業訓練機会の付与も併せて行っていくことが重要である。

また、神戸市の事例からもわかるように、被災地域の産業特性や人材の保有スキルといった強み（事業シーズ）と地元のニーズなどを勘案したうえで、被災地域の産業振興に最適なターゲット業種をまず絞り込む。そしてターゲット業種選定後は、政府からの補助頼みという受動的な姿勢になるのではなく、地元主導で関係者を巻き込んだ有機的な産業創

造を推進する。

神戸医療産業都市構想では、構想から10年以上をかけてようやく200団体の誘致、4000人程度の雇用機会を創出できた。この種の活動は一朝一夕に完遂できるものではなく、地域で新しい産業の芽を育てるといった長期的な視点を持って、粘り強く取り組むことが求められる。

4 被災地域外での雇用確保のための支援

⑥地域外へ転出せざるをえない人への支援

阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震のときにも、就職先を見つけるための転出に関する議論があったものの、地域に対する住民の愛着や地域活性化のための人口維持といった情緒的な配慮が優先され、踏み込んだ議論にはならなかった。被災者の心情に鑑みると、このような情緒的な配慮は絶対に重視されるべきであるし、被災地域内での雇用を可能なかぎり確保できるように、官民一体となって雇用を創出すべきである。

しかしながら、本章2、3節で述べたような被災地域内での雇用回復に向けた努力をしたとしても、もともと労働需要が逡減傾向にあった被災地域における経済規模の縮小は避けられないことから、雇用は被災前よりも減少する可能性が高い。

被災による直接的な雇用の減少に加えて、復旧・復興期に一時的に増加する建設業、電気・ガス・熱供給・水道業などのインフラ産業の雇用も、中期的には漸減していくと予想される。

また、中高年齢層や特定職種・業種などでは、需給のミスマッチにより、求人ニーズを

満たさない労働者が労働市場に生じることが想定される。実際、阪神・淡路大震災でも、「新規求人は順調に推移したものの、平成7年8月の段階で就職できたのは有効求人数の8%にとどまるといったように、企業側が求める人材と求職者との間に深刻なミスマッチが存在した」^{※7}というレビューがある。

したがって、被災地域で失われた雇用を確保するためには、まず被災地域外の雇用機会の提供に向けた取り組みを開始することが必要である。

被災地域以外への転出に向けては以下の3つの支援が急務である。

- (i) 就職先の確保支援
- (ii) 生活基盤の構築支援（移転費用の支援、転出先での住居・家財等の確保、被災前の地域コミュニティとのつながり維持など）
- (iii) 転職に必要なスキル獲得の支援

(i) 就職先の確保支援

転出先での被災者の雇用を実現するためには、雇用者と求職者双方に対する支援が必要である。

厚生労働省ではすでに、被災者を雇用する意思がある事業者に対して支援を実施していることから、今後もこれと同じ方向性での支援を継続することが望ましい。

求職者に対しては、すでにハローワークで全国規模でマッチングが行われているが、ハローワークが収集・紹介する求人情報だけでは需給のミスマッチが発生するおそれがあることから、より包括的なマッチングの仕組みづくりに向けた工夫がなされるべきだろう。

(ii) 生活基盤構築支援

被災地域以外への転出に際しては、就職先の確保だけでなく、生活基盤の構築が必須となることから、職業紹介とともに住まい探しを「ワンストップサービス」で支援することも重要な視点である。

すでに、厚生労働省が移転資金の援助や住居の確保などを支援しており、住宅の確保に関しては、国土交通省や地方自治体なども支援策を打ち出している。しかし、現在は復旧に向けた初期段階ということもあり、関係省庁や地方自治体などで相互連携が十分に取れておらず、かつそれらの情報や支援を必要としている被災者に適切に提供できていない面

がある。したがって、今後は関係団体の密接な連携・調整のもと、職業と住まいのみならず、教育、医療、介護など、被災者の生活に必要な多面的な情報をワンストップで提供できるように仕組みを拡張していく必要がある。

(iii) 転職に必要なスキル獲得の支援

転職や企業内の異動によって業務内容が被災前と変わる場合、従前とは異なるスキルを求められる可能性が高い。そのためには必要なスキルの獲得に向けた教育訓練機会の提供が重要となる。

厚生労働省では、すでにその教育訓練機会を提供しているものの、これらは、青森、岩

表6 被災地域における雇用復興のための方策案

雇用確保・創出の取り組みステップ		該当する主な産業	産業面	方策案
被災地域	(1) 就業を継続する人への支援	①維持される雇用 <ul style="list-style-type: none"> 地方公務員 インフラ関連産業 医療・福祉 教育・学習支援 地域住民向け商業・飲食店・サービス業など 	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模の小売店舗の営業再開のための事業場所の確保 大規模店舗の再建支援（助成・融資） 緊急の運転資金融資 	
		②自律的復興 <ul style="list-style-type: none"> 国際競争力を持つ製造業（自動車部品・電子部品工場等）など 	<ul style="list-style-type: none"> 用水・電力等の早期復旧 物流インフラの確保 工場再操業のための投資に対する経済的支援 	
		③選択的復興 <ul style="list-style-type: none"> 食品加工業以外の製造業 卸・小売業など 	<ul style="list-style-type: none"> 法人化・中小事業者の統合支援 中小企業政策の援用（事業不適農地などの資産の買い上げ） 	
		④抜本的効率化による復興 <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業 食品加工業 関連卸売業など 		
	(2) 新しい雇用機会・産業創出	⑤新産業の創出 <ul style="list-style-type: none"> 地域特性、産業ビジョンなどに沿ったターゲット産業（「防災教育」「クリーンエネルギー開発・生産」「医療・福祉産業」など） 	<ul style="list-style-type: none"> 特区制度の活用（税制優遇、各種補助金、規制緩和） ベンチャー支援（インキュベーション〈起業・創業支援〉、投融資制度） 	
被災地域外	(3) 被災地域外での雇用確保のための支援	⑥被災地域外へ転出せざるをえない人への支援 —	<ul style="list-style-type: none"> 被災者受け入れ促進助成 	

手、宮城、福島、茨城の5県に設置されたセンターでのみ対応しているため、当該地域外に転出した被災者は利用できないことになる。被災地域内で職を得られず、被災地域外への転出を伴う転職を余儀なくされる求職者ほど、こうした教育訓練の必要性が高いと考えられるため、被災者を対象に全国域で展開することが望ましい。

また、一定のスキルを獲得した後でしか就業できないようでは、働くことへのインセンティブ（意欲）を失ってしまうおそれがある。教育訓練を受けながらの求職活動を可能にしたり、採用後に教育訓練を受けることを条件にした先行的採用を誘導したりするな

ど、迅速かつ円滑な転職が可能になるような支援の拡充が重要である。

以上、説明した方策をまとめると、表6のようになる。

IV 中長期的な雇用復興に向けた被災地域外での雇用促進への取り組み

前述のように、今回の震災は被害が広域にわたっており、かつその被害が甚大であることから、失われた雇用を被災地域内だけでなくカバーできる可能性は低い。義援金や失業給付などによって被災した労働者の生活資金を援助することは、短期的な救済としては大きな意味がある。しかし、被災地域内での雇用の早期回復が困難な状況下にあっては、援助の長期化は就労意欲を奪い、社会復帰を困難にするおそれがある。そのため、早期の社会復帰を促す目的でも、被災地域外への転出を推進することが必要になる。そこで本章では、被災地域外への転出を推進するための具体的な取り組みについて述べる。

住み慣れた地域を離れて就職する際には多くの障壁がある。仮に就職できたとしても、従来の地域コミュニティとの断絶や生活習慣の違いなどにより、転出先での就労意欲を保てなくなるおそれもある。そこで、新しい地域での就業支援ならびに就労意欲の維持に向けた取り組みは、セットで行う必要がある。

1 新しい地域での就業支援

就業支援に関しては、①全国域でのきめ細やかな業種・職種別求人情報の提供、②就職アドバイザーによるきめ細かい就職サポート

雇用面
<ul style="list-style-type: none"> 事業再開までの生活資金の助成
<ul style="list-style-type: none"> 操業までの生活資金の助成 被災時点の従業員以外を新規に採用する企業に対する雇用促進助成
<ul style="list-style-type: none"> 雇用維持対策（事業転換能力開発支援、操業再開までの人件費助成、ワークシェアリングの促進など） 離職者・求人对策（被災者雇用奨励制度、震災失業者雇用奨励制度など） 勤労者福祉対策（住宅取得支援、就労困難者への生活支援・医療助成など） 被災地域外からの熟練技術者や経営補佐役等の派遣・就労あっせん
<ul style="list-style-type: none"> キーパーソンの発掘・登用 被災者などの雇用促進助成 能力開発・職業訓練
<ul style="list-style-type: none"> 全国規模での就労ニーズと求人情報のマッチング 被災・転出者の生活再建支援（資産売却、新住居の紹介・あっせん、従来の地域コミュニティとのつながり維持など） 能力開発・職業訓練

——が望まれる。

①全国域でのきめ細やかな業種・職種別求人情報の提供

現在厚生労働省では、被災地のハローワークで求人情報を提供しているが、ハローワークが収集・提供している求人情報はあくまでも雇用のセーフティネット的な位置づけであり、国内の求人情報のすべてがカバーされているわけではない。そのため被災地では、求人ニーズと求職ニーズのミスマッチが起こっ

ている可能性がある。

ハローワークがカバーしていない求人情報は民間の職業紹介・人材派遣事業者が有しており、平時であれば、求職者はこれらの事業者が提供するサービスを利用して転職・再就職できる。しかしながら、電話・インターネットなどの通信手段も回復しきっていない復興期に、求職者自らが民間事業者の提供している個別の求人情報にアクセスし、就職活動をすることは現実的ではない。

そこで、民間の職業紹介・人材派遣事業者との連携のもと、より広範囲の求人情報が提供できるプラットフォームづくりを行うことが望ましい。このプラットフォームがあれば、求職者は多くの求人情報にワンストップでアクセスできる。

官民連携によるこの種の求人情報提供の先進事例としては、官民の求人情報を統合し、域内の求職者向けにEU（欧州連合）が提供している「European Job Mobility Bulletin（欧州における雇用移動の情報掲示板）」がある（図4）。ここでは、官民の求人情報を統合し、域内の求職者向けに提供している。

②就職アドバイザーによるきめ細かい就職サポートの実現

業種・職種別のきめ細やかな求人情報にアクセスできたとしても、自身の就労ニーズや適性、志向性を正しく理解せず、やみくもに就職活動をしなくても適切な就職先を見つけ出すことはできない。そのため、求職者が適切な就職活動ができるように、求人情報のなかから各人のニーズ・志向性などを踏まえた企業を抽出したり、就職活動の進め方についての指導・アドバイスをしたりすることが重要と

図4 European Job Mobility Bulletinの掲載情報（抜粋）

TOP 5 JOBS IN EUROPE

- 1) Finance and sales associate professionals**
■ 11,800 Vacancies
■ 2,800 Vacancies
■ 2,800 Vacancies
- 2) Shop salespersons and demonstrators**
■ 6,200 Vacancies
■ 1,800 Vacancies
■ 1,300 Vacancies
- 3) Personal care and related workers**
■ 21,600 Vacancies
■ 12,500 Vacancies
■ 1,200 Vacancies
- 4) Stall and market salespersons**
■ 20,000 Vacancies
■ 4,000 Vacancies
■ 800 Vacancies
- 5) Modern health associate professionals**
■ 7,600 Vacancies
■ 2,900 Vacancies
■ 500 Vacancies

Based on figures of the EURES Job Mobility Portal (11 January 2011)

出典) EU本部Webサイト (<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=955&langId=en>) より

なる。

通常であれば、この種のサービスも民間の職業紹介・人材派遣事業者が担っているが、①と同様、被災地域でこれら民間事業者によるサービス提供を受けられる求職者には限界がある。それに加え、被災地域外で就職できるようにするには、就職アドバイザーによるよりきめ細かい指導・アドバイスが必要である。ただしこのサービス提供には非常にコストがかかるため、就職活動を自立的に行える人材と、この種のサービスを受けなければ就職先の確保が難しい人材との見極めが肝要となる。

上述の①と②が整備されれば、将来的には被災地域を含む日本全国のどこにどのような求人があり、どのような人材が就職できているかといったデータが蓄積されることになる。これらのデータを活用することによって地域別の雇用情勢が予測できれば、被災地域内での移動のみならず、全国域での転職も容易になると期待される。たとえば、四半期ごとに都道府県別の業種・職種別「雇用天気予報」のようなものが公表されれば、どの地域への転出（もしくは被災地域への復帰）が望ましいのか、また、どの業種・職種での就職が望ましいのかを求職者が考えられるようになる。

2 転出先での就労者の就労意欲の維持

就労者の就労意欲の維持に向けた取り組みとしては、①地域コミュニティ情報の継続的提供、②期間限定の被災地域外における就労促進が考えられる。

(1) 地域コミュニティ情報の継続的提供

域外での就職に被災者が消極的になるのは、被災前の地域コミュニティとのつながりが途絶えたり、被災者への補償が転出とともに受けられなくなったりすることへの不安も影響している。こうした懸念を未然に防止するには、転出先の地域コミュニティへの参画を支援するだけでなく、従前の地域コミュニティや地方自治体とのつながりを維持できるような支援も必要である。たとえば、インターネットや紙媒体で転出前の役所や関係者等と連絡が取れる体制をつくって転出前の地域コミュニティとのつながりを維持する。同時に、転出先の学校など公的機関の情報や地域イベント情報を提供するなど、転出先の地域コミュニティへの円滑な参画に向けた支援も行う。

(2) 期間限定での被災地域外での就労促進

被災地域外での就職に対して被災者が消極的になるもう一つの理由は、他地域に一度転出してしまうと、地元には二度と戻れないかもしれないという不安があることも考えられる。しかしながら、被災地域の雇用が本格復興するにはまだまだ時間がかかる。また、被災地域内での雇用が可能な人数には限りがあることや就労経験を重ねなければスキルの維持・向上も図れないことを考慮すると、最低でも本格復興期に入るまでの期間は、被災地域外で何らかの職を得て収入を確保しておくことが望ましい。

そこで本稿では、被災地域外における期間限定の就労支援を提案する。たとえばそれには、被災地域で産業が本格復興するであろう2年後までの期間限定で被災地域外に転出し

て就労し、被災地域での産業が本格復興し、求人が確保された段階で地元へ復帰し、地元企業に就職するといった方策が考えられる。

この方策を実現するには、

- ①被災地域外で期間限定の雇用を認める雇用主への雇用助成金の支給
- ②被災地で被災者優先の雇用を行う雇用主への助成
- ③地元企業への復帰を希望する被災者の被災地への転居費用を援助するなどの政策的支援

——が必要となる。これらの支援があれば、被災地域外の雇用主は被災者の期間限定の雇用に積極的になるし、被災地域の雇用主にとっても、地元復帰を希望する被災者の受け入れ障壁が低くなる。何より、被災地域外への転出を余儀なくされる被災者に対して、「いずれ帰ることができる」というモチベーションを与えることができるし、地元に戻った際には、被災地域の産業復興の一翼を高いモチベーションで担うことが期待できる。

この取り組みを実現するには、被災地域外に転出した就労者の情報を一元的に収集・管理するとともに、被災地域内の産業の復興状況、求人の回復状況を定期的にモニタリングしながら、復帰を希望する人材に対して求人情報を提供することが求められる。

震災後の雇用復興に向けては、地震・津波が産業・雇用に与えた負の影響の解決にとどまらず、甚大な被害をもたらしている原発事故問題への対応、電力不足への対策や当該地域が従前から抱えていた過疎化への対策、地域活性化につながる新産業ビジョンの策定など、分野横断的な政策を迅速に打ち出す必要

がある。そのためには、官民の利害を超えて、中長期的な国益を見すえたトップダウン型での意思決定が求められる。

本稿は、雇用復興検討チームでの検討結果をもとに執筆した。検討チームメンバーは次のとおり。

コーディネーター：木村靖夫（未来創発センター）

リーダー：安田純子（経営コンサルティング部）

メンバー：広瀬真人（未来創発センター）

清瀬一善（経営コンサルティング部）

山口高弘

（公共経営戦略コンサルティング部）

武田佳奈

（公共経営戦略コンサルティング部）

濱谷健史

（消費財・サービス産業コンサルティング部）

アドバイザー：安積隆司（未来創発センター）

注

1 被災地域は、「第1回被災者等就労支援・雇用創出会議厚生労働省の提出資料（2011年3月28日）」と同様、岩手県、宮城県、福島県の3県の以下の38市区町村とした。

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市（以上岩手県）、気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市宮城野区・若林区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町（以上宮城県）、新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、いわき市（以上福島県）

2 総務省「平成18年事業所・企業統計調査」では、①農林漁業の個人経営の事業所が調査対象とならないこと（約5万人）、②沿岸部に居住し内陸部に勤務している人が含まれないこと——の2つの理由から、国勢調査に基づく厚生労働省の提出資料による数値との差分が生じている。本提言にある今後の雇用数の推計に際しては、この部分を補正している

3 農林水産省「2005年農林業センサス」による

と、被災3県（全県ベース）で農家数25万2231のうち、10万1531（40.3%）が後継者はいないとしている

- 4 農林水産省「2008年漁業センサス」より
- 5 死亡者数が多く、被害が大きかった神戸市と西宮市の2市を対象とした
- 6 総務省「日本標準産業分類第12回改定」の鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）を指している
- 7 永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター、2006年4月

著者

清瀬一善（きよせかずよし）

経営コンサルティング部主任コンサルタント

専門は雇用・労働政策、グローバル人材戦略・人材マネジメント、企業・組織の人材育成、産業政策など

広瀬真人（ひろせまさと）

未来創発センター金融・社会システム研究室長

専門は金融機関経営、中小企業金融政策、社会保障制度改革など

安田純子（やすだじゅんこ）

経営コンサルティング部上級研究員

専門は社会保障・医療・介護政策、低所得・失業・雇用政策、少子・高齢化政策、社会保障領域の番号制度、病院・ヘルスケア関連事業のコンサルティングなど

山口高弘（やまぐちたかひろ）

公共経営戦略コンサルティング部主任コンサルタント

専門は雇用・労働政策、人材マネジメント、デザインコンサルティングなど